

議員派遣について

令和3年5月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

伊那谷三市議会連絡協議会

- 1 派遣の目的 三市が協力して伊那谷の興隆を図るよう三市に共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- 2 派遣の場所 伊那市
- 3 派遣の期間 令和3年5月20日（木）
- 4 派遣する議員 副議長 山崎 昌伸